

吉川インターゴルフ倶楽部・MECHA 利用約款

第1条（約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方は、本ゴルフ場利用約款（以下「本約款」といいます）に従ってご利用いただきます。

第2条（利用契約の成立）

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、所定の手続きを行って下さい。それにより当ゴルフ場は施設の利用をお引き受けいたします

第3条（利用の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りする事があります。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) スタート時間の15分前までにチェックイン手続きが行われていないとき。
- (3) 天災やその他やむを得ない事情により、ゴルフ場をクローズするとき。
- (4) 利用者が暴力団組織及び構成員、もしくはその関係者と認められるとき。
- (5) 利用者が泥酔状態又は覚醒剤や類似の危険ドラッグを使用していると認められるとき。
- (6) 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
- (7) 利用者が刺青（タトゥー含む）をしている場合。
- (8) 偽名又は他人名義での申し込みをしたとき。
- (9) その他、当ゴルフ場が利用していただく事が好ましくない事由があると判断したとき。

第4条（利用継続の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りする事があります。

- (1) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
- (2) 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- (3) 天災やその他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないとき。
- (4) 技術が著しく未熟であって、他のプレーヤーに迷惑をかけたとき。
- (5) ルール・マナー及びスロープレー等の警告を無視して改めないとき。
- (6) その他本約款に違反したとき。

第5条（休場日・開閉場時間）

当ゴルフ場の休場日と開閉場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

第6条（金銭・その他貴重品）

金銭及びその他貴重品については、備付けの貴重品ロッカーに収納するか、お客様ご自身にて管理して下さい。

第7条（携帯品・自動車）

携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

第8条（ロッカー使用について）

ロッカーには金銭・その他貴重品等はお入れにならないで下さい。万が一の紛失盗難等について、当ゴルフ場は保管上の責任を負いません。なお、ロッカーキーを紛失された場合には再作成料として4,000円をお支払いいただきます。

第9条（キャディバッグの保管について）

プレー前後のキャディバッグは指定の場所に鍵をかけて保管してください。万が一の紛失盗難等について、当ゴルフ場は保管上の責任を負いません。なお、バッグ庫キーを紛失された場合には再作成料として3,000円をお支払いいただきます。

第10条（プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーしていただきます。

第11条（カートについて）

当ゴルフ場は、電磁誘導カートになっておりますが、次の事項にご注意下さい。

- (1) 走行時は、人には反応いたしません。
- (2) カートの乗降時は、足元を必ずご確認下さい。
- (3) 橋や狭路を走行の際は、手足をカートの外に出さないようにして下さい。
- (4) カートは急発進・急ブレーキがかかる恐れがありますので、乗車中は必ず手すり等をお持ち下さい。

第12条（GPS測定システムと飛距離の確認）

電磁誘導カート搭載のGPSによる安全サインが出た場合でも、プレーヤーは、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないようにして下さい。万が一打球事故になった場合は当事者同士で解決して下さい。

第13条（雷鳴があった場合）

雷雲・雷鳴があり落雷の恐れがある場合には、直ちにプレーを中止し、避難小屋・茶店・クラブハウス等、最寄りの安全な場所に避難して下さい。

第14条（お忘れ物について）

当ゴルフ場に於けるお忘れ物は、拾得日から3ヶ月間保管させていただき、その間に落とし主が判明した場合は、その日から更に3ヶ月間保管させていただきます。その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

第15条（違背の場合の責任）

利用者がこの利用約款に反して、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、又は自身が違背して自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は責任を負いません。

第16条（クラブ等の確認）

利用者がプレーを終了した場合は、ゴルフクラブを自ら点検し、間違いないか慎重に確認してください。ゴルフクラブの不足、破損について、当ゴルフ場は責任を負いません。

第17条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第18条（施設内への持込品）

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- (1) 動物等のペット類
- (2) 悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 火薬、揮発油等、発火爆発の恐れのあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

第19条（行為の禁止）

施設内で下記の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博、その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為
- (3) 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合は除く）
- (4) 他に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- (5) 無許可の写真撮影、録音等の行為
- (6) その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの
- (7) （無許可の）飲食物の持込み

第20条（個人情報の取扱い）

当ゴルフ場は、お客様から取得する個人情報について、吉川インターゴルフ株式会社が取り決める「プライバシーポリシー」に基づいて適正に取り扱います。

第21条（信義則）

本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。

第22条（改定）

本約款は必要に応じ予告なく改定することがあります。

付則 この約款は2022年6月1日から実施します。